

著の注意を乞うて行けたのです。

2. 乙は、本件業務を甲の指示に従い、企画案等内蔵の人から乙の審査を管理

交付年月日：平成29年7月1日

(1) 摘要：企画案等内蔵の人
△。

乙が甲の報告書、乙の本契約の履行状況を示すものとし、以下の資料を取得して乙の
手に。乙が甲の材料、本契約の履行状況を示すものとし、以下の資料を取得して乙の
手に。乙が甲の材料、乙の本契約の履行状況を示すものとし、乙の本契約の履行

1. 甲は、乙が以下の資料を取得して乙の本契約の履行
2. 乙は、本件業務を甲の指示に従い、企画案等内蔵の人から乙の審査を管理

第3条（資料、書類注意義務）

本契約は、締結日現在において乙に開示の合意を規定したもので、本契約は相違する場合、原則として本契約が優先するものとします。

乙が一方当事者が乙に相手方の提供された各資料、申入札等で本契約の内
容以前に甲に開示されたものとし、業務委託契約、協議内容、合意事項の
契約以前に甲に開示されたものとし、業務委託契約、協議内容、合意事項の
本契約は、締結日現在において乙に開示の合意を規定したもので、本契約は相違する場合、原則として本契約が優先するものとします。

第2条（完全合意）

乙の成績を報告する旨を以て、当該報告書を提出する乙に乙の甲の報告書を示す
旨。

乙は、本件業務を受託する場合乙の下、甲の請求がある旨を報告する旨、当該業
務が別契約で定めた乙の方法で、当該別契約が本契約に優先する旨を示す
旨。

乙が乙に委託する、本件業務の執行に際しての具体的な内容、場所、又は乙に一
般知識、費用負担等の必要事項を乙の下、乙が別途記載の旨を合意した旨を示す
旨。

乙は、本件業務を遂行する旨を合意した旨を乙の下、期日を行ふ。

(4) その他、別契約で別途定めた業務。

(3) 開光・通取案内回顧する旨を記載・乙の下、乙の上等の企

(2) 開光・通取案内回顧する旨を記載・通取案内回顧する旨を記載。

(1) 甲の指定期間内に開案する旨を記載・別紙付録に記載する旨を記載。

全部または一部を構成するものとします。

1. 甲が開光に対する業務、及びその他の付帯回顧する業務（以下「本件業務」と
いいます。）を乙に委託し、乙は乙に受託する旨。本件業務は、以下の各業務の

第1条（委託業務の内容）

△。）乙は、開光に対する業務の委託に付し、乙が以下に明示する業務を実績する。
四 手帳簿 (以下「甲」といいます。) 及び 執務 実績 (以下「乙」とい

開光に対する業務委託基本契約書

第4条（業務の報酬、費用、支払方法）

- 第1条 第1項第1号に記載した本件業務にかかる報酬及び費用、別紙
- 甲は、前項の報酬及び費用を毎月25日締結する計算で、翌月1日支払う。
（該当日の金額は同日の総合計、その直前の金額は同月の営業日までの
- 乙は、自己の債務者に対する支払いを除むる外は、本件業務の費用を出す。
この報酬を受けた者は、自己の債務者に対する支払いを除むる外は、
- 乙は、自己の債務者に対する支払いを除むる外は、本件業務の費用を出す。
この手数料は甲の負担とする。

第5条（業務の実施、打ち合ひ世への出席）

- 乙は、自己の債務者に対する支払いを除むる外は、本件業務の費用を出す。
この報酬を受けた者は、自己の債務者に対する支払いを除むる外は、
通常から、甲の指示による範囲で本件業務を執行する。
甲は、乙が、正当な事由がある場合、直ちに甲の事由に対する
- 乙は甲の要請により、本件業務の付帯して、打ち合ひ世に出席する場合を除く。

第6条（損害賠償）

- 甲及び乙は、本契約に因る相手方の損害を自己以上を、その損害を賠償する
ものとす。但し、甲が乙の故意又は過失による損害を除く。
損害賠償の特則の事項は甲乙双方の相手方の損害に応じて、賠償責任を負う
のが原則である。ただし、甲が乙の故意又は過失による損害を除く。

第7条（遵守事項、不可抗力免責）

- 乙は、第1条第1項第1号に記載した本件業務を遂行するにあたり、別紙付
記の範囲外の他の各種法令を遵守し、適正な業務を遂行するにあたり、甲は乙にそ
の業務の不可抗力、競争・審査・内乱、法令の改廃制定、公権力による監
禁令处分、不法行為の他の方針争議、輸送機関の事故その他の原因によ
る不能が乙による全履行を生じた場合は、甲が乙の責任を負ふ。

第8条（守秘義務）

- 乙は、取引關係を通じて知り得た甲及び他の系列会社・関連会社の営業上主
要な情報装置及び第三者に漏洩する財産を除く。以下「秘密情報」といふ。
（1）甲が乙に開示された本件業務に付随する公知の事実のうち、甲は乙
以外の活動を利用して該当事実の上手を。
- 前項の規定は、次の各号に規定する用語に付随する本件業務の運営に係
る事実の漏洩を除く。第三者が漏洩する財産を除く。以下「秘密情報」といふ。
（2）甲が乙に開示された本件業務に付隨する公知の事実のうち、甲は乙

第12条 (契約解除)

- 本契約의 유효기간은 본契약 체결일로부터 1년간으로 한다.ただし、期满満了の3ヶ月前までに乙方(受取人)は甲方(出賣人)에게 계약 해제의 意思표示를 하면 계약은 그날로 해제된다.
- 甲(本契약의 당사자)는 30일 이내로 계약 해제의 意思표시를 하면 계약은 그날로 해제된다.
- 乙(本契약의 당사자)는 3개월 이내로 계약 해제의 意思표시를 하면 계약은 그날로 해제된다.

第11条 (有効期間)

- 乙(本契약의 당사자)는 계약 해제의 意思표시를 하면 계약은 그날로 해제된다.
- 本契약의 유효기간은 본契약 체결일로부터 1년간으로 한다.ただし、期满満了の3ヶ月前までに乙方(受取人)は甲方(出賣人)에게 계약 해제의 意思표示를 하면 계약은 그날로 해제된다.

第10条 (権利義務의 轉讓과 계약의 繼承)

- 乙(本契약의 당사자)는 계약 해제의 意思표시를 하면 계약은 그날로 해제된다.
- 乙(本契약의 당사자)는 계약 해제의 意思표시를 하면 계약은 그날로 해제된다.
- 乙(本契약의 당사자)는 계약 해제의 意思표시를 하면 계약은 그날로 해제된다.

第9条 (個人情報의 보호、顾客情報)

- (4)法令의 정의に基づ는 공정한 목적으로 개인정보를 수집하는 경우에만 개인정보를 수집합니다.
3. 본条约는 본契약을 체결한 당사자에게만 유통됩니다.
- (3) 第三者에게 개인정보를 제공하거나 개인정보를 다른 사람에게 제공하는 경우에만 개인정보를 제공합니다.

第8条 (本契약의 解釋)

本契약의 解釋는 본문의 문맥과上下文의 문맥을 고려하여 해석합니다.



誠實
公司

(乙)

和歌山県伊都郡高野町高野山497番地電光院



田村
忠政

(甲)

和歌山県伊都郡高野町大字高野山20-48

平成29年6月14日

之、乙丸記入の1通を保有す。

本契約成立の記入乙本書き2通作成し、甲乙各自が署名捺印し合意

管轄裁判所に付す。

①本店所在地位名管轄する管轄裁判所にて該地方裁判所第一審の事務の合意
本契約の違法性日本法上、本契約行為に生じる一切の紛争は日本法、甲

第14条(筆跡法・合意管轄)

甲及び乙は誠意をもて本契約の解釈に際し誠実に意思表示す。

本契約に定めた事項が本契約の解釈に際し難解なる事項に關し乙は

第13条(協議事項)

本契約の履行に因難とするに起因する事態の発生に當り

研修期間に異常な行為を示す。

中止高野山奥之院にて一人が不適格と認めた場合に、特別講師は本人の隠匿行為を報告する。研修期間中の高野山奥之院にて一人が不適格と認めた場合は、特別講師は本人の隠匿行為を報告する。研修期間中の高野山奥之院にて一人が不適格と認めた場合は、特別講師は本人の隠匿行為を報告する。

【研修】

上記の報酬に加え、売上の10%以上による月次特別報酬を毎月支給
【特別報酬】

| | |
|---------|----------------------------|
| 顧客人數 | 高野山奥之院にて一人 (所要時間: 2時間) の報酬 |
| 1名 | 金1, 500円 (消費税含む) |
| 2名～4名 | 金2, 000円 (消費税含む) |
| 5名～6名 | 金2, 500円 (消費税含む) |
| 7名～8名 | 金3, 000円 (消費税含む) |
| 9名～11名 | 金4, 000円 (消費税含む) |
| 12名～13名 | 金5, 000円 (消費税含む) |
| 14名～15名 | 金6, 000円 (消費税含む) |
| 16名～17名 | 金7, 000円 (消費税含む) |
| 18名～19名 | 金8, 000円 (消費税含む) |
| 20名以上 | 金9, 000円 (消費税含む) |

申込乙に支払う、第1条第1項第1号に記載した業務の報酬は、以下の通りとする。

【報酬】

| |
|--|
| ①受講、会議の登録料金等の料金、開催の確認、以降一出発場所で奥之院参道の整理 |
| 参加者一覧表の作成、点呼、安全確認、車両防寒具の貸出、料金の回収、料金の |

□ 高野山奥之院にて一人 (所要時間: 2時間)

。

申込乙に支払う、第1条第1項第1号に記載した業務の内容は、以下のとおりとする。
【報酬・運賃内業務の内容】

別紙付添書

著の注意を乞ひて行うたのです。

2. 乙は、本件業務を用いた指示化能¹、企圖等考慮内案内人²の善良好管理
交付年月日：甲 29 年 7 月 1 日

(1) 謹啟：企圖等考慮内案内人
る。

乙が甲に報告し、办り、登録証・認定証の提出手続の件の件の事です。
1. 甲は、乙が以下の資料を取得してから乙を条件として、乙が本契約を締結
する。乙が甲に資料、本契約の締結が完了した後、以下の資料を取得してから
ます。乙が甲に資料、本契約の締結が完了した後、以下の資料を取得してから
ます。

第三条（資料、書類注意義務）

本契約は、締結日現在において甲に開示する合意を規定したものであります。
物以前に甲に開示する旨に記載された事項、業務委託契約、協議内容、合意事項の内
容は双方当事者が甲に相手方に提供された各資料、甲に記載された契約の内
容と本契約に記載された事項と異なれば、原則として本契約が優先するものとす
る。

第二条（完全合意）

5. 乙は、本件業務を受託する場合に於て、当該報告書を提出する乙に於て甲に報告する
事。乙が甲に報告書を提出する場合に於て、甲の請求行為に付隨する合意を確認する
ものとします。

4. 甲が乙に委託する事、本件業務の執行に際しての具体的な内容、場所、又は以下一
般的契約に定めた乙が办つて甲に手渡す。契約、当該契約に本契約が優先する場合は、
乙、報酬、費用負担等の必要事項などを記載して、本契約に基づく、本契約の基づいて
甲に記載する旨に記載された事項を記載する。原則として本契約が優先する場合は、
甲に記載する旨に記載された事項を記載する。原則として本契約が優先する場合は、
甲に記載する旨に記載された事項を記載する。

3. 乙は、本件業務を遂行する旨合意した上で、甲が別途協議の上合意した期日まで
の間、工具、機器等を使用するものとします。

(4) その他、個別契約に別途定めた業務。

(3) 鏡光・通訊等内訳開示の業務の確認・乙三十・力日本立川等の企

(2) 鏡光・通訊等内訳開示の企画・提案の業務。

(1) 企画等内訳開示の鏡光・通訊等内案。

1. 甲が鏡光に対する業務、及びその他の付帯開運する業務 (以下「本件業務」と
いふ。) を乙に委託し、乙は乙に受託する。本件業務の以下の各業務の
全部または一部を構成するものとします。本件業務は、以下の各業務の
うち)。

第一条（委託業務の内容）

5.) 乙は、鏡光に対する業務の委託による、乙が以下に明示した契約を締結する。
株式会社 WOME TOOLS (以下「甲」乙)。乙の 販賣 実績 (以下「乙」乙)

鏡光に対する業務委託基本契約書

- (1) 甲の機会に利用する機会を知り得た時点で既に自己の機会保有の能力。
乙の機会自らの機会を知り得た時点で既に自己の機会を知る能力。

2. 前項の規定は、次の各号に規定する権限は法律用語を机関のものとす。
以外の活動に利用する場合の上に。(1) 甲の機会に利用する機会を知り得た時点で既に自己の機会保有の能力。
乙の機会自らの機会を知り得た時点で既に自己の機会を知る能力。

第 8 条 (守秘義務)

1. 乙は、取引關係を通じて知り得た甲及び他の系列会社・関連会社の営業上手
法技術上の秘密を漏洩(顧客情報、独自技術、商標等)してはならない。
2. 乙は、第 1 条第 1 項第 1 号に記載した本件業務を遂行するに當り、迷惑防
止条例その他各種法令遵守の上、適正な業務を行ふものとする。甲は乙に
該事項の内容及び他の系列会社との協力・監督の上に、別紙付
3. 天然地表等の不可抗力、競争・収奪・暴動・内乱、法令の改廃制定、公權力による
命令处分、又は当該者の他の労働争議、輸送機關の事故その他の原因が
の責任を負ふべき事由によって本件業務の全部または一部の履行が困難
行なうが、乙は全職行を爲めに機会合意、甲が该機会の責任を負ふ方
の権利保護の特則の事項は甲の生じた相手方の損害に対する賠償責任の負
担に及ぶ。但し、甲が該機会の相手方の損害を負ふ場合は、自己の手続の有無を問わず、過失利益及び賠
償請求額を受けるに本件業務中止するに止まつてはならぬ。また、正当な事由から
甲及び乙は、本契約に開いた相手方の損害を免れることは、その損害を賠償する
ためにも、甲の機会の特則の事項を遵守するに當り、甲は乙に提出するに當りた
る。

第 6 条 (損害賠償)

1. 乙は、自己の責任に帰るか否かを除くに當り、本件業務を遂行するに當りた
る内容を遂行するに當りたる方の機会の損失、直ちに甲の事由に該事項の機
会通知し、甲の機会が該方の機会であることを示すに當りたるに止まつては
ない。又、甲の機会が該方の機会であることを示すに當りたるに止まつては
ない。又、甲の機会が該方の機会であることを示すに當りたるに止まつては
ない。

第 5 条 (業務の実施、打ち合ひ並べの出席)

1. 第 1 条第 1 項第 1 号に記載した本件業務にかかる事由に當り、本件業務を遂行
する機会に足るに當りたるに止まつてはならない。また、当該業務にかかる
機会及び費用負担のため、必要であるに止まつてはならない。
2. 甲は、前項の規定及び費用を毎月 25 日締めて計算し、翌月 1 日までに
(該当日の金額の合計)、金額を乙に指定期間の口座に振込する。
乙)、金額を乙に指定期間の口座に振込する。
該手数料は甲の負担とする。

第 4 条 (業務の報酬、費用、支払方法)

(6) 上記のほか、財産状態、借用状態等の事案内容が重大な変更が生じた場合に、
立てる方のうちで該当事項を該当事項の範囲外に分離する旨を
(4) 被害手続開始、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申請手続においても、該当事項の取引停止処分を要する旨を
(3) 本拠地の賃貸止の旨を(手形書面付小切手の1回目の不渡りを含む)手
受けた旨を
(2) 借差押、仮処分、差押え、競売、相続清算処分等の公権力による処分を
行う方のうちで、同期間内に違反状態が是正された旨を
(1) 本契約の違反行為の場合は1ヶ月以上、10日間以上の期間を定めて報告する旨
及び乙に付、相手方が次の各号に該当する場合は乙に付、原告等の手
続行為のうちで本契約を解除し、相手方に对于して損害の賠償を求める旨を
本契約を終了した旨を。本契約を終了した旨を通知の上、本契約を終了した旨を
3. 乙に付、3か月以内の予告期間をもつて甲に通知の上、本契約を終了した旨を
乙の損害賠償の請求を免れることの旨を。
乙に付ける旨の乙に付する旨を。乙付当該手続を終了した旨、本契約を終了した旨を
2. 甲に付、30日以内の予告期間をもつて甲に通知の上、本契約を終了した旨を
乙に付ける旨の乙に付する旨を。甲付当該手續を終了した旨、本契約を終了した旨を
1. 本契約の有効期間は本契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の3
か月前まで乙に面する旨をもつて双方の意思表示がなされた旨を除く。本契約は更
に満1年間自動的に延長更新される旨を乙に付する旨を。以降も同様とする。
1. 本契約の有効期間は本契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の3
か月以内に甲に書面にて予告する旨を乙に付する旨を。甲付に対する一切の権
利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的の使用し、または再委託して他の者が行
う旨の乙に付する旨を。

第10条 (権利義務の譲渡等の禁止)
1. 乙に付、甲の書面にて予告する旨を乙に付する旨を。甲付に対する一切の権
利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的の使用し、または再委託して他の者が行
う旨の乙に付する旨を。

2. 乙に付、本契約の有効期間中及び本契約終了後、甲の顧客の個人情報の正確性・本
契約に基づき甲から受取った本件業務及び乙が机関等に付帯する業務の遂行に
外に使用してはならない。ただし、乙の顧客・乙の顧客の個人情報の漏洩等の情報
漏洩行為の甲から受取った本件業務及び乙が机関等に付帯する業務の遂行に
用、甲の開運会社、顧客及び取引先等の個人情報を正確かつ安全に取り扱う旨
等」を付けて乙に付する旨を個人情報保護法等の法令及び乙の名簿等、「
引先等の個人情報を個人取引取扱い規則(以下「個人情報保護規則」と)
1. 乙に付、取引關係を通じて知り得た旨、甲の系列会社・開運会社、顧客及び取
り扱い規則の保護、顧客情報(個人情報保護規則)の遵守に従事する旨を。

第9条 (個人情報の保護、顧客情報)
3. 本条の規定は本契約終了後も有効とする。
(4) 该会の定めに基づき公守する限りを強制されねばならぬ。
60)。
(3) 第三者から秘密保持義務を負ふ乙が(通常且つ正当化入手・取得した
乙の乙を立証する旨を)。



誠智安章

(乙)

和歌山県伊都郡高野町高野山497番地 逸光院



代書取扱店 田村 明彦

株式会社 AWEOME TOURS

(甲) 和歌山県伊都郡高野町大字高野山20-48

平成29年12月1日

之、乙丸記入の1通を保有す。

本契約成立の記入乙本書き2通作成し、甲乙各自が署名捺印を押印のう

管轄裁判所に付す。

の本店所在地を管轄する管轄裁判所にて住所方管轄所に第一審の事務の合意
本契約の準拠法日本法乙、本契約行為に生じる一切の紛争は日本法、甲

第14条(筆跡法・合意管轄)

甲及び乙は誠意をもて本契約の文義を了承する。

本契約に定めた事項を乙は本契約の解釈に際し隠蔽する事項は開示乙は

第13条(捺縞事項)

本契約の履行に因難又は隠れで乙に了察難の事項が生じたときは

| | |
|--|--|
| 【報酬】 高野山奥之院才人以下 (所要時間: 2時間) | |
| 中が乙に委託する、第1条第1項第1号に記載した業務の報酬は、以下のとおりです。 参加者一人一賃金の作成、点呼、安全確認、車両防寒具の貸出、料金の回収、料金の 支拂い、会員の署名を書くこと、用印の確認、以上一出業務所で奥之院参道の整理 | |

| | |
|---------|----------------------------|
| 職務人數 | 高野山奥之院才人以下 (所要時間: 2時間) ①報酬 |
| 1名 | 金1, 500円 (消費税含む) |
| 2名～4名 | 金2, 000円 (消費税含む) |
| 5名～6名 | 金2, 500円 (消費税含む) |
| 7名～8名 | 金3, 000円 (消費税含む) |
| 9名～11名 | 金4, 000円 (消費税含む) |
| 12名～13名 | 金5, 000円 (消費税含む) |
| 14名～15名 | 金6, 000円 (消費税含む) |
| 16名～17名 | 金7, 000円 (消費税含む) |
| 18名～19名 | 金8, 000円 (消費税含む) |
| 20名以上 | 金9, 000円 (消費税含む) |

| | |
|--|--|
| 【報酬】 高野山奥之院才人以下 (所要時間: 2時間) | |
| 中が乙に委託する、第1条第1項第1号に記載した業務の報酬は、以下のとおりです。 参加者一人一賃金の作成、点呼、安全確認、車両防寒具の貸出、料金の回収、料金の 支拂い、会員の署名を書くこと、用印の確認、以上一出業務所で奥之院参道の整理 | |

中が乙に委託する、第1条第1項第1号に記載した業務の内容は、以下のとおりです。
【報酬・通常業務の内容】

別紙付録書